# 特例貸付をお借り入れされた方への【大切なお知らせ】

社会福祉法人　香川県社会福祉協議会

## 1　返済開始時期が延長されました（今回のお知らせを受け取られた方全員です）

**■ 緊急小口資金特例貸付を借りて、令和4年12月31日より前に返済が開始となる方**

**■ 総合支援資金（初回貸付／1か月目～3か月目）を借りて、令和4年12月31日より前に返済が開始となる方**

↓

据置期間（返済しないでよい期間）が延び、**令和5年1月からの返済**になりました。

**※既に返済が始まっている方は、対象となりませんのでご注意ください**

## 2　ご返済の口座振替登録のお願い（借り入れをされた全員の方にお願いしています）

① 同封の「預(貯)金口座振替依頼書」に必要事項を記入してください。
（対象金融機関は「マリンネット提携金融機関一覧」をご確認ください。）

② 口座振替を希望する金融機関お届け印を１か所確実に押印のうえ、借入申し込みをした市町の社会福祉協議会に**令和4年9月30日まで**に提出してください。

※記入時の誤字や漏れ、金融機関お届け印が違う場合等は再提出が必要となります。
　不安がある場合は、口座振替元となる金融機関にご相談ください。
※口座振替ができない場合は、毎月お振込みいただくことになりますのでご注意ください。
【振込先】百十四銀行　本店営業部　普通　3424677　ｼｬｶｲﾌｸｼﾎｳｼﾞﾝｶｶﾞﾜｹﾝｼｬｶｲﾌｸｼｷｮｳｷﾞｶｲ
（振込手数料は自己負担となります）

## 3　返済免除を申請される場合

今回、返済免除を申請できるのは、借受人または借受人と世帯主の両方が**非課税**※の方です。同封の「償還免除申請書」に必要事項を記入のうえ、**必要書類を添えて**、借入申し込みをした市町の社会福祉協議会にご提出ください。

**※非課税とは…**住民税の均等割・所得割のどちらも支払う必要がないこと

**申請期限**　このお知らせが届いた日から、令和4年9月30日（金）まで（当日消印有効）

**審査結果**　令和4年10月以降に、**郵送にてお知らせします。**
**※結果について、電話・来所による個別の問い合わせにはお答えできません。**

**必要書類**
① **償還免除申請書**（この通知に同封しています。）
② **世帯全員分（世帯主）記載の住民票**（３か月以内に発行されたもの）
③ **非課税であることが確認できる書類**（市役所や町役場で取得できます）
　**例えば** ➡ 課税証明書・所得課税証明書・非課税証明書など

| 借受人が世帯主の場合 | 借受人と世帯主が別の場合 |
|---|---|
| **借受人が非課税**であることが確認できる書類（令和３年度分又は令和４年度※分） | **借受人と世帯主のどちらもが非課税**であることが確認できる書類（令和3年度分又は令和4年度※分で、2名分の年度は同じであること） |

※令和4年6月以降に発行可能

## 4 その他のお知らせ

今回の免除申請の対象となる貸付は、緊急小口資金と総合支援資金（初回貸付／１か月目～３か月目）のみです。

総合支援資金（延長貸付・再貸付）を借入された方の免除申請対象期間は、下記を予定しています。来年以降にお知らせが届きますので、お待ちください。

### 総合支援資金（延長貸付／4か月目～6か月目※）の免除申請予定

令和5年4月から令和5年9月ごろを予定しています。
令和5年3月以降、あらためてお知らせします。

### 総合支援資金（再貸付／7か月目～9か月目※）の免除申請予定

令和6年4月から令和6年9月ごろを予定しています。
令和6年3月以降、あらためてお知らせします。

※いずれも最長の場合です。また、4か月目～6か月目を借り入れされた時期によっては、「延長貸付」ではなく「再貸付」となっている場合があります。

## 5 貸付期間中にお願いしたいこと

**次のような場合は、お住まいの市町の社会福祉協議会まで、すぐに届け出てください（下記参照）。**

（１）住所を変更したとき
（２）改名・改姓したとき
（３）連絡先（電話番号等）を変更したとき
（４）天災、火災、その他重大な災害を受けたとき
（５）死亡、または行方不明になったとき

## 6 お問い合わせ先

### 口座振替登録・返済免除申請に関するお問い合わせ

お住まいの地域の市町社会福祉協議会

### 制度全般に関すること、その他返済に関するお問い合わせ

社会福祉法人 香川県社会福祉協議会　福祉資金室
〒760-0017　香川県高松市番町1-10-35　　TEL：087-861-2388